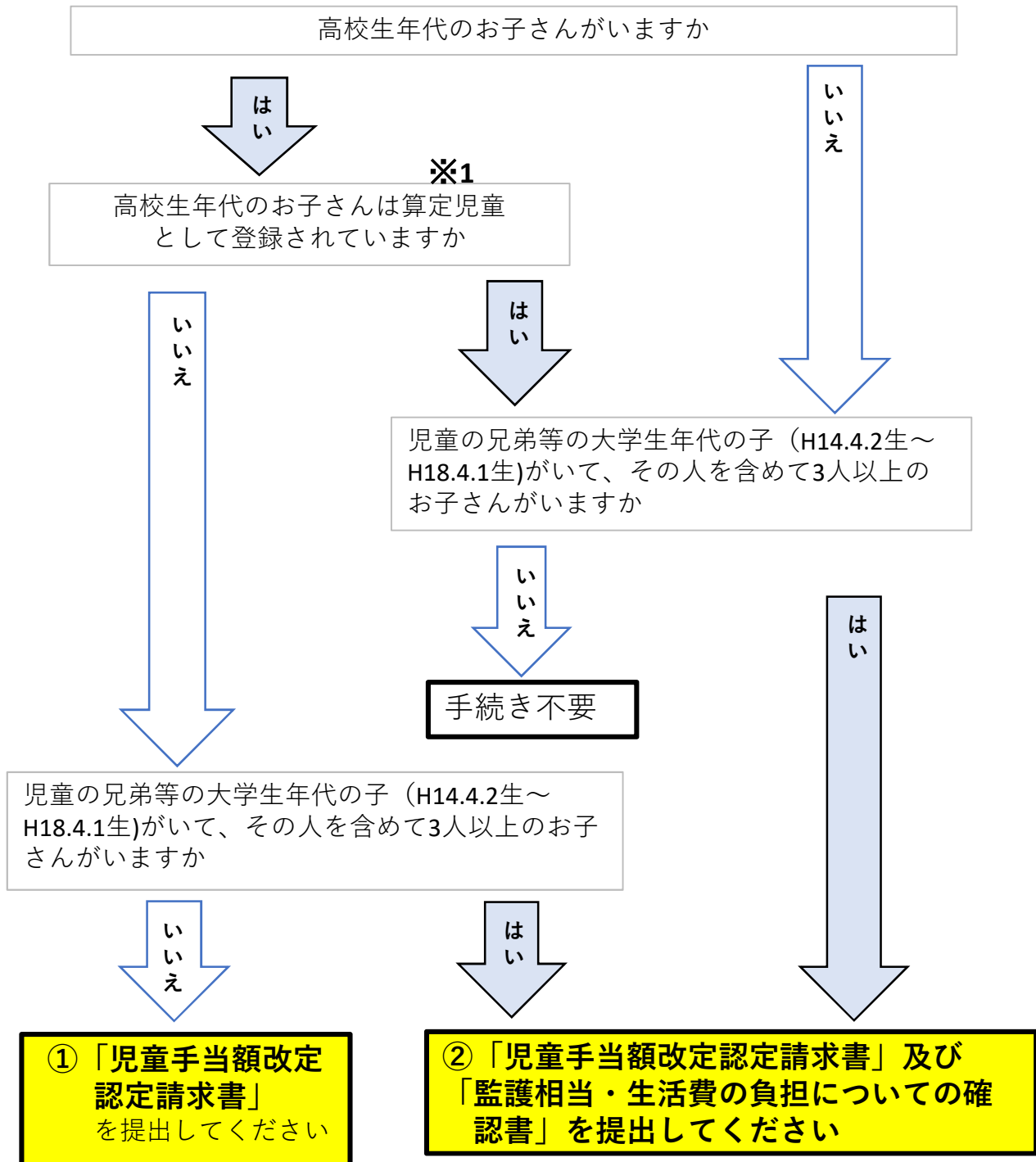


<児童手当 手続き要否確認フローチャート>



※1 算定児童とは、現在高校生年代の子で、児童手当の支払い対象ではないが、児童数にはカウントしている児童のことを指します。
現行、高校生年代以下の子が、3人以上いる場合、3人目以降の子を加算の対象としています。

案内文に現在登録されている児童数（算定児童含む）を記載しておりますのでご確認ください。